

入札参加資格審査申請に関する説明書

(共通)

平成18・19・20年度

勝 浦 市

本説明書の他に業種別に各々の説明書が用意してありますので、本説明書に加え各業種別の説明書により、申請手続きをすすめていただきたくお願いいたします。

1 入札参加資格審査

この申請手続きは、平成18年4月1日から平成21年3月31日の間に勝浦市が発注する建設工事・測量等・建設資材、製造・物品・委託等に関する契約に係る競争入札への参加を希望される方について、あらかじめ資格の有無を審査するものです。

資格審査の結果、入札参加資格を有すると認められた者については、勝浦市建設工事等入札参加業者資格者名簿に登載されます。

2 審査基準日

資格審査を行う上での基準となる日（審査基準日）は申請日とします。申請書を作成するときは審査基準日現在で作成してください。

3 入札参加資格審査申請することができない者

審査基準日において、次の各号に該当する者は、申請することができません。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項の規定により準用される場合を含む。)の規定に該当する者
- (2) 同令第167条の4第2項(同令第167条の11第1項の規定により準用される場合を含む。)の規定により入札に参加させないこととされている者
- (3) 営業に関し許可又は認可等を必要とする場合において、これらを受けていない者

―― (参考) 地方自治法施行令第167条の4 ―――

- 1 地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。
- 2 普通地方公共団体は、次の各号の1に該当すると認められる者をその事実があった後2年間一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 - ① 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ② 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者
 - ③ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ④ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - ⑤ 正当な理由がなくして契約を履行しなかった者
 - ⑥ 前各号の1に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

同令第167条の11

- 1 第167条の4の規定は、指名競争入札の参加者の資格についてこれを準用する。

4 申請書の提出

- (1) 各業種別の説明書に基づき、申請書・添付書類を作成し、ファイルに綴じ込んだ上で提出してください。
- (2) 業種別に指定する下記色のA4-Sサイズの2穴式ファイルを用いてください。

建設工事・・・・赤(ピンク)色	物品・・・・緑色
測量等・・・・・・黄色	委託・・・・緑色
建設資材、製造・・・・緑色	
- (3) ファイルへの表紙及び背表紙の各々上部には「平成18・19・20年度入札参加資格審査申請書」と記載し、下部には「申請者名」を記載してください。
- (4) ファイルに綴り込まない提出書類
 - ①委任状(ファイルに綴られている委任状とは別にもう1部)
 - ②勝浦市入札参加受付票(A3横の両面印刷のもの)
 - ③資格審査結果通知用として、80円切手貼付した返信用封筒(定形)

5 申請書の受け付け

資格申請書の受付は、次のとおり行いますので、この期間に申請してください。

なお、申請書は郵送による提出は認めていませんので、内容等について説明できる方が持参してください。

(1)一括受付(平成18年4月1日からの入札参加資格を得ようとする者)

①受付期間

平成18年2月6日から平成18年2月22日まで。(但し、勝浦市の休日を定める条例(平成元年条例第21号)に定めた日を除く。)

②受付時間

午前 9時00分 から 11時30分まで
午後 1時30分 から 4時30分まで

③受付場所

千葉県勝浦市役所 2階 201会議室 (千葉県勝浦市新官1343番地の1)

(2)随時受付(本登録以外の受付)

①受付期間

平成18年4月1日から平成21年1月31日まで。(但し、勝浦市の休日を定める条例(平成元年条例第21号)に定めた日を除く。)

②受付時間

午前 9時00分 から 11時30分まで
午後 1時30分 から 4時30分まで

③受付場所

千葉県勝浦市役所 3階 財政課窓口 (千葉県勝浦市新官1343番地の1)



6 資格の有効期間

一括受付によるもの	平成18年4月1日から平成21年3月31日まで
随時受付によるもの	受付日の翌々月の初日から平成21年3月31日まで

7 資格審査申請書等の記入方法

資格審査申請書等の記入に当たっては、黒のインク又はボールペンで記入してください。訂正する場合は、2本線で消して上段に正しく記載し訂正印を押印してください。

8 申請書等の作成に用いる言語等

- (1) 提出資格審査申請書等については、日本語で作成してください。なお、その他添付書類等で外国語で記載してあるものについては、日本語の訳文を添付又は付記してください。
- (2) 申請書及び添付書類等の金額欄については、基準日における出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率により換算して得た額を記載してください。

9 申請書の入手方法

各説明書・各申請書・入札参加受付票については下記により入手できます。
申請書の料金は無償です。

- 勝浦市ホームページからのダウンロードのみ
1※ダウンロードが不可能な場合はお問い合わせください。

10 資格審査結果の通知

資格審査結果については申請者あてに通知します。

11 勝浦市建設工事等入札参加業者資格者名簿の公表

本申請に伴い作成される勝浦市建設工事等入札参加業者資格者名簿については公表を行います。名簿の内容については、資格審査申請書に記載された事項の一部が掲載されますので、申請書の記載に当たっては、誤りのないよう十分留意してください。

12 変更届

- (1) 入札参加資格審査申請後、申請書等に記載した事項に変更が生じた場合には「入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。書式・添付書類につきましては各業種別の説明書のとおりです。
- (2) 変更届は勝浦市役所財政課の窓口へ直接提出していただくか、又は、郵送により手続きが行えます。
- (3) 勝浦市の受付印を押印した書類を必要とされる業者においては、その旨の書類を用意してください。(変更届・委任状・独自様式等)
- (4) 変更届の提出を郵送で希望される業者において、上記(3)を希望される場合は、返信用封筒(返信先を記載・切手を貼付)も同封してください。

13 入札参加資格取消の申請について

資格に係る営業を廃止するなどした場合で、入札参加資格の取消を希望するときは、入札参加資格取消申請書(第15号様式)に取消業種等を記入して提出して下さい。

14 その他

競争入札参加資格審査制度は、それぞれの地方公共団体で独自に実施しております。この申請は、勝浦市で有効となりますので、他の地方公共団体・一部事務組合等へ申請を希望される方は、それぞれの地方公共団体・一部事務組合等で資格審査の内容・方法・受付時期等を確認してください。

15 問い合わせ先

〒299-5292

千葉県勝浦市新官1343番地の1

勝浦市役所 財政課 契約検査係

電話番号 0470-73-1211

fax番号 0470-73-3937

勝浦市ホームページ <http://www.city.katsuura.chiba.jp/>

電子メール zaisei@city-katsuura.jp

入札参加資格取消申請書

平成 年 月 日

勝浦市長 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

実印

平成18・19・20年度勝浦市入札参加資格について、下記のとおり入札参加資格の取消を申請します。

記

取消業種等	取消理由	取消理由の発生年月日